

2024

3

MARCH

Vol.92

Produce by
Osaka Circular Resource Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 都市樹木再生センター
株式会社 BPS大東

特集

さんぱいフォーラム2023 終了報告

－災害時における廃棄物対策の整備と資源循環の推進に向けた取組み－



公益社団法人 | 大阪府産業資源循環協会

2024年度

廃棄物 管理士 講習会

環境省認定 講習会



本講習会は環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」に登録されています。

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

開催期日

開催期日		受講日数	定員
2024年	7月26日(金)	1日	60名
	9月3日(火)	1日	60名
	10月25日(金)	1日	60名
	12月4日(水)	1日	60名
2025年	1月24日(金)	1日	60名
	3月14日(金)	1日	60名

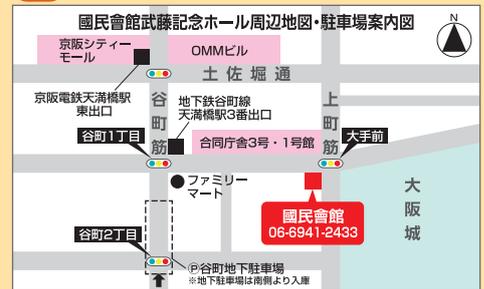
受講料

15,400円(資料代/消費税込み)

開催場所

国民會館 武藤記念ホール

〒540-0008
大阪市中央区大手前2-1-2 国民會館大阪城ビル12階
TEL 06-6941-2433



○地下鉄天満橋駅3番出口から徒歩3分
○京阪電車天満橋駅東出口から徒歩6分

詳細案内の時期については、
5月上旬を予定しています。
詳しくは本会ホームページをご覧ください。
URL/ <http://www.o-sanpai.or.jp/>

実施機関

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22(大江ビル3階)

後援

大阪府・大阪市

TEL 06-6943-4016

FAX 06-6942-5314

CONTENTS

特集●	4
●さんぱいフォーラム2023終了報告 —災害時における廃棄物対策の整備と資源循環の推進に向けた取組み—	
トピックス●	5
●産業廃棄物処理業（積替え・保管を含まない収集運搬業）の電子申請について —大阪府—	
●トラック運転手の改善基準告示が改正されます！ —厚生労働省・国土交通省—	
大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課からのお知らせ●	8
事業報告●	9
●協会の活動 ●協会の会議 ●他団体会議等への出席	
クローズアップ①● 令和5年度精励従事者表彰受賞者のご紹介 令和5年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者のご紹介	
クローズアップ②● 中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について（案）」に関する意見の提出	
今後のスケジュール●	16
メールマガジン「Clean Life オンライン」●	17
廃棄物処理先進事例調査●	18
●第38回 株式会社ブラニック 御前崎工場	
新規入会会員紹介・会員メリットのご紹介●	24
会員紹介●株式会社都市樹木再生センター	26
バックナンバーのご案内●	32
●Clean Life ●廃棄物法制等普及促進シリーズ ●よくわかるシリーズ	
編集後記●	34

令和6年1月の能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。
被災地に一日も早く平穏な日々に戻ることを祈念いたします。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 会長 片 瀧 昭 人

表紙写真：株式会社 都市樹木再生センター

〒574-0012 大阪府大東市大字龍間1266番5・1195番ほか4筆

特集



一災害時における廃棄物対策の整備と資源循環の推進に向けた取組み一

概要：毎年、国内の至るところで発生し、もはや「非日常」ではなくなった地震や風水害等に伴い、大量に生じる災害廃棄物について、その適正かつ円滑・迅速な処理と再生利用を確保すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで切れ目のない廃棄物対策の整備、そして資源循環の推進に向けた取組みを紹介することにより、社会一丸となって早期復旧を目指す機運が醸成されるよう、基調講演及び事例発表を実施しました。

開催日時：令和5年11月22日(水) 13時30分（16時40分終了）

開催場所：大阪府立労働センター（エル・おおさか）南館5階 南ホール
大阪府中央区北浜東3丁目14番

テーマ：災害時における廃棄物対策の整備と資源循環の推進に向けた取組み

参加人数：205名（会員124名／非会員81名）

基調講演①	<p>演題 災害は忘れた頃にやってくる ～日頃から取り組む災害廃棄物対策～</p> <p>講師 浅利 美鈴 氏（総合地球環境学研究所教授）</p>	
基調講演②	<p>演題 大規模地震に対応した災害廃棄物処理システム・ 技術に関する我が国の検討状況</p> <p>講師 田畑 智博 氏（神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授）</p>	
事例発表①	<p>事業者から見た災害廃棄物処理について ～船舶を用いた災害廃棄物処理対応～</p> <p>発表者 早川 宏明 氏（大栄環境株式会社中部営業部自治体医療担当課副部長）</p>	
事例発表②	<p>災害廃棄物処理の支援で大切にしていること</p> <p>発表者 久永 勇 氏（株式会社レックス執行役員営業本部長）</p>	
アンケートの結果		

TOPICS ①

産業廃棄物処理業 (積替え・保管を含まない収集運搬業)の 電子申請について

2024年2月1日

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 処理業指導グループ

本申請前の事前審査の手続き及び変更届・廃止届の提出は、大阪府行政オンラインシステム（以下、「システム」という）で行うことができます。

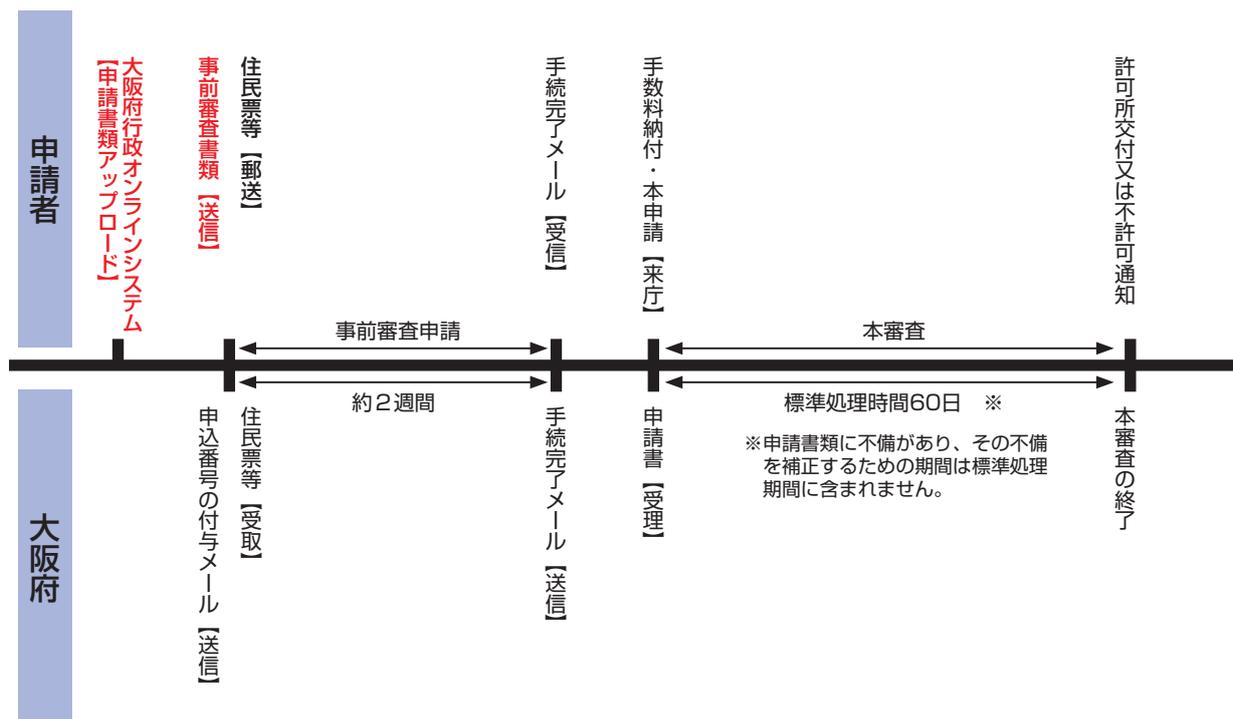
システムで事前審査の手続きを行った場合、来庁時の窓口の手続きは提出書類に漏れがないか、又事前審査の修正内容の確認等簡易な審査後に手数料納付を行っていただきます。変更届・廃止届の場合は来庁することなく手続きが完了します。（本申請の手続きは手数料納付により完了です。）

なお、システムによる事前審査にかかる期間は、概ね2週間程度です。

詳細



事前審査の手続きフロー



TOPICS ②

令和6年4月~適用

事業者の皆さん、大丈夫ですか?

トラック運転者の

改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは裏面へ



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可	※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
	兩日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

2022.12



大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課からのお知らせ

石綿の事前調査は必ず行う必要があります！

解体等工事（建築物等を解体、改修※する作業を伴う建設工事）の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を行う前に、工事対象となるすべての範囲について石綿の使用の有無を事前に調査する必要があります。なお、その結果については工事着手までに掲示を行い、事前調査書面を作成・保存し、現場へ備え付けることが義務付けられています。

また、元請業者は発注者へ書面で事前調査結果の説明を行わなければなりません。

※ 建築物等に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物等の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含む。



すべての工事が対象

工事の規模に関わらず、**すべての解体等工事が対象**です。



書面調査と目視調査が基本

事前調査は、**書面による調査と現地での目視調査が原則**です。

これらの調査で建材の石綿含有の有無が分からない場合は分析調査を行う必要があります。ただし、建材中に石綿が含有されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合は、分析を省略することができます。

また、建築物の**事前調査は「建築物石綿含有建材調査者等※1、2」が行う必要**があります。

- ※1・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
 - ・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- ※2 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後の設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、建築物石綿含有建材調査者等による調査を行う必要はありません。



自治体への調査結果の報告は義務

元請業者又は自主施工者は、一定規模以上の建築物等の解体等工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査実施後速やかに、**自治体へ事前調査結果を報告する必要**があります。なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムを通じて行ってください。

【報告対象工事】

- ・建築物の解体作業で、工事の対象となる建物の床面積の合計が**80m²以上**であるもの
- ・建築物の改修作業、工作物※の解体・改修作業で、工事の請負代金の合計が**100万円以上**であるもの（材料費、消費税を含む。事前調査費用は除く。）

※ 石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限りです。

詳細は、大阪府ホームページをご参照ください。

大阪府 石綿 検索

(R6.1)

事業報告

協会の活動

建設汚泥再生品等の有価物該当性に関する勉強会

- 令和5年11月13日(月) 15時00分/大江ビル13階第6会議室/21名
- 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による審査・認証事業の背景や概要について同財団から山脇部長を招聘し勉強会を実施。
- 講師 山脇 敦 氏(公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団調査認証チーム部長)
- 内容 ・再生品認証審査(有価物該当性認証)について
・情報開示施設審査(令和5年7月開始)について

さんぱいフォーラム2023 特集(本紙4ページ)ご参照。

OSK-sign(電子契約エントランスシステム)導入説明会

- 第11次 令和5年12月7日(木) 10時00分/オンライン/11名
- 第12次 令和6年2月7日(水) 10時00分/オンライン/6名
- 産業廃棄物処理業者のための契約書の電子化サービス「OSK-sign(電子契約エントランスシステム)」の導入を検討されている方を対象とした導入説明会を実施。
- 内容 ①概要説明
②操作説明
③よくあるお問合せ(FAQ)
④委託契約全般の相談・質疑応答

廃棄物管理士スキル向上セミナー

- 令和5年12月8日(金) 13時30分/大阪産業創造館 6階会議室A・B/23名
- 廃棄物管理士を対象としたセミナーを、「廃棄物処理法の基礎の整理」をテーマに開催。

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会

- 令和6年2月6日(火) 13時30分/大江ビル13階 第5・第6会議室/64名
- 2024年4月1日以降ドライバーの労働時間に上限が課せられる「2024年問題」について、弁護士が雇用者側が負うリスクやその対応策について解説。また、労働災害防止対策として、事故のリスクの除去や低減措置を予め検討・実施する演習を実施。
- 内容 ・「2024年問題への対応」
- フォアフロント法律事務所 弁護士 福田俊介氏
・「産業廃棄物処理業を対象としたリスクアセスメント演習」
AIG損害保険株式会社 大西康介氏

廃棄物不適正処理巡視

- 令和6年2月8日(木) /於 南河内地域
- 不法投棄等廃棄物の不適正処理未然防止と現況確認のためパトロールを実施。

埋設廃棄物の取扱いに関する勉強会

令和6年2月20日(火) 15時30分/協会会議室/15名

- 埋設廃棄物を取り扱う際の論点を4つ設定し勉強会を実施。

講師 龍野浩一(専務理事・事務局長)

- 論点
- ①埋設廃棄物は不法投棄物であるという理解
 - ②埋設廃棄物がある土地の譲渡し又は譲受け
 - ③埋設廃棄物の処理責任を有する者
 - ④埋設廃棄物と汚染土壌が一体不可分なもの

協会の会議

理事会

第58回 令和6年1月24日(水) 15時00分/大江ビル13階第6会議室

- 令和5年度収支予算に係る補正承認の件
- 「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について(案)」に関する意見提出承認の件
- 再生砕石の利用促進に関する要望の件
- 近畿建設リサイクル講演会及び表彰式共催の件
- 令和6年度調査研究事業助成制度取扱要領並びに環境問題の啓発及び環境教育のための事業助成取扱要領の件
- 公益社団法人全国産業資源循環連合会の地方功労者、地方優良事業所、優良従事者表彰推薦の件
- 入会申込みの件 ほか

組織広報委員会

第92回 令和5年12月15日(金) 15時00分/協会会議室

- 令和5年12月度入会審査について
- 令和5年度精励従事者表彰選考について
- 令和6年度全国産業資源循環連合会表彰(地方功労者、地方優良事業所、優良従事者)の候補者選考について
- Clean Life Vol.92(取材先選考)について
- 令和5年度第2回なにわサンパイ塾について ほか

第93回 令和6年1月15日(月) 15時00分/大江ビル13階第6会議室

- 令和5年度第2回なにわサンパイ塾の件
- Clean Life vol.92の会員取材の件 ほか

危機管理委員会

第68回 令和5年12月19日(火) 16時00分/協会会議室

- 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会について
- 先進事例調査事業について

第69回 令和6年1月31日(水) 15時00分/協会会議室

- 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会について
- 令和5年度安全衛生活動の現状調査について
- 令和6年度危機管理委員会事業計画について

法政策調査委員会

第54回 ————— 令和5年12月26日(火) 15時00分

- 「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

第55回 ————— 令和6年2月20日(火)

- 「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について
- 埋設廃棄物の取扱いに関する勉強会

収集運搬部会

第76回 ————— 令和6年1月17日(水) 14時30分／協会会議室

- 廃棄物収集作業向上マニュアルを活用した新任運転手や収集作業員向け動画教材の作成について
- 令和5年度第2回廃棄物不適正処理巡視事業について
- 廃棄物収集作業向上研修会について
- 次回収集運搬部会について ほか

第77回 ————— 令和6年2月14日(水) 14時30分／協会会議室

- 廃棄物収集作業向上研修会について
- 令和5年度第2回廃棄物不適正処理巡視事業について
- 廃棄物収集作業向上マニュアルを活用した新任運転手や収集作業員向け動画教材の作成について
- 次回収集運搬部会について ほか

再生処分部会

第41回 ————— 令和5年12月1日(金) 18時00分／四季彩炭美処ゆうや

- 次回の廃棄物処理先進事例調査事業について
- 第38回廃棄物処理先進事例調査事業について ほか

第42回 ————— 令和6年2月26日(月) 16時00分／協会会議室

- 次回の廃棄物処理先進事例調査事業について
- 本部会員の増強について ほか

建設特別部会

第18回 ————— 令和5年11月13日(月) 14時00分／大江ビル13階第6会議室

- 再生砕石の動向と当面の対策及び次回本部会の日程調整について
- 京都超SDGs研究会について
- 再生品の有価物該当性に係る審査認証業務について ほか

第19回 ————— 令和5年12月18日(月) 16時00分／協会会議室

- 再生砕石利用促進の対策について ほか

第20回 ————— 令和6年2月15日(木) 16時00分／協会会議室

- 再生砕石利用促進の対策について ほか

青年部

第84回 ————— 令和5年11月16日(木) 15時00分／大江ビル13階第2会議室

- 令和5年度さんばいフォーラムについて
- 令和5年度廃棄物処理先進事例調査について ほか

第85回 ————— 令和6年2月13日(火) 15時00分／協会会議室

- 令和5年度さんばいフォーラムについて
- 令和5年度廃棄物処理先進事例調査について
- 令和6年度事業計画について ほか

女性部

1月15日(月) 15時00分／大江ビル13階第6会議室

- 組織広報委員会を見学

他団体会議等への出席

大阪府 「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議

令和5年12月5日(火) 14時00分／大阪府咲洲庁舎2階咲洲ホール

- 「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議の設置要綱の改正について
- 国・府における石綿飛散防止対策等の取組み等について
- 関係団体におけるアスベスト対策の取組み等について ほか

大阪府 フロン機器適正管理の推進のための情報交換会

令和6年2月1日(木) 14時00分／大阪府咲洲庁舎41階会議室大

- 大阪府の周知及び立入の状況について
- フロン冷媒の規制動向
- 各団体の取組状況について
- 代替フロンによる気候変動への影響の低減に向けて ほか

公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会

令和6年1月30日(火) 15時00分／ホテルグランヴィア和歌山6階ル・グラン

- 情報交換 ●近畿地域の府県協会による労働安全衛生の取組みについて
●講義「府県協会労働安全衛生の推進について」

中央労働災害防止協会 専門役 北榮比呂志 氏

- 情報提供 ●サーキュラーフィールドOSAKA（大阪府エコタウン）の新規公募について

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 総括主査 田中徳人 氏

- 議題 ●公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動について
●令和6年度 公益社団法人全国産業資源循環連合会功労者表彰及び優良事業所表彰の推薦について ほか

公益社団法人全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議

令和6年2月16日(金) 14時30分／オンライン

- 「令和6年度事業計画」骨子案について
- 産業廃棄物処理検定CBT方式への変更について
- 令和6年度の許可等講習会について
- 令和6年度の安全衛生事業について

高度資源循環・デジタル化推進協議会 カーボンニュートラルWG・循環経済WG

令和6年1月25日(木) 14時00分／オンライン

- CE実現に資するソフトとハードの整備に向けたアプローチ
- サーキュラーパートナーズについて【サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ】ほか

クローズアップ!

1

令和5年度各種表彰受賞者のご紹介

本会会員企業従業員の方々が以下の賞を受賞されました。ご受賞の皆様、誠におめでとうございます。皆様の今後のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者

一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する者を厚生労働大臣が顕彰。

※職長とは事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われています。

受賞者

泉谷 一弘 (株式会社ジェイ・ポート)



精励従事者表彰受賞者

本会では会員企業を対象に、産業廃棄物処理業に従事する方を表彰する「精励従事者表彰制度」を設けております。会員企業の推薦を受けた方を本会組織広報委員会において厳正に審査致しました結果、以下の方々の受賞が決定いたしました。

精励従事者表彰の対象 (本会表彰規程より)

産業廃棄物処理業における現業、営業又は事務等に10年以上従事した満35歳以上の者のうち、本会が認定する廃棄物管理士の資格を付与されたもの

株式会社ケーシーエス
 株式会社興徳クリーナー
 株式会社ジェイ・ポート
 株式会社ジャパン・クリーン・サービス
 大栄環境株式会社
 大栄環境株式会社
 大栄環境株式会社
 株式会社浜田
 株式会社浜田
 株式会社プロテック

神 藤 直 記 氏
 和 田 孝 則 氏
 泉 岡 芳 明 氏
 伊 藤 健 二 氏
 内 輪 昌 透 氏
 中 島 良 孝 氏
 船 本 健 太 氏
 大 津 有 蔵 氏
 前 山 幸 治 氏
 今 川 真 志 氏

クローズアップ

2

中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について（案）」に関する意見の提出

令和5年12月19日（火）に、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から標記案に対する意見募集（パブリックコメント）が行われたことを受け、協会として、以下のとおり意見を提出しました。なお、標記案は、こうしたプロセスを経て、令和6年2月に中央環境審議会から環境大臣へ意見具申されています。

意見

令和6年1月11日

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

要約

- ① 資源循環の高度化に資する施策の効果と脱炭素化に資する施策の効果がトレードオフの関係になる可能性を踏まえ、法制化においては、これらの総合的な環境指標に基づく各種措置を統合的に講じられることを希望します。
- ② サーキュラーエコノミーに係る国際標準化（ISO5900シリーズの整備）の動向と製品循環データシート（PCDS）の導入及び運用等についても紹介し、若干の解説を加えられた方がよろしいように思われます。

内容

- ① 「質・量両面での資源循環の高度化」が「脱炭素化（2050年カーボンニュートラル社会の実現）」に寄与すること（脱炭素型資源循環システム）を直ちに否定するものではありませんが、物の性状や排出の状況、さらには、高度な資源循環を可能とする廃棄物処理施設やバイオマス発電の用に供する廃棄物処理施設等の整備状況（立地・仕様・能力・規模等に係る充実度）に鑑み、一方の側面で改善を図ろうとすることが、結果的に、他方の側面で悪化を招くことに繋がってしまう可能性と、この場合の当事者（廃棄物を排出する事業者等）による評価について懸念があります。

例えば、高度な資源循環を実現するために、当該資源循環を唯一可能とする遠方の廃棄物処理施設に搬入すること、膨大な電力を使用して廃棄物から異物を除去すること、廃棄物の洗浄等を通じ多量の汚水・廃液を副産物として生じさせることなどは、想像に難くありませんが、これらは資源循環に資する判断・行為ではあり得ても、脱炭素に係る目標から大きく乖離するものであり、双方がトレードオフの関係にある典型的なケースです。

無論、本件が「質・量両面での資源循環の高度化」を推進するために取りまとめられたものである

ことは承知しています。しかしながら、同時に、既述のようなケースが思慮されることなく、「資源循環を推進することが常に脱炭素を促進することになる」或いは「脱炭素に貢献していれば自ずと資源循環に寄与していることになる」と情緒的に考えを整理し、評価しようとする事業者等に向けた本質的な啓発は、極めて重要です。

以上から、法制化においては、資源循環を追求する方向性と脱炭素を追求する方向性は基本的に別であるとした上で、LCAの概念を採り入れた総合的な環境指標に基づき最適な資源循環と脱炭素のバランスとなるものについて評価し、これを施策とした各種措置を統合的に講じられることを希望します。

一つには、GHGの削減に取り組む廃棄物処理業者として一定の基準に適合するものを主務大臣が認証する制度を創設し、認証を受けた廃棄物処理業者による再生資源を原料や資材として調達した事業者等にあっては、調達した当該再生資源に由来するGHGの削減分がオフセットされるようにすること等により、資源循環を担う廃棄物処理業者に対してGHGの削減に取り組むインセンティブを与えるというものが考えられます。

② 上記「要約」のとおりです。

とりわけ、多様な製品に係る循環経済に関連した情報をサプライチェーン全体で効率的に交換していくための「製品循環データシート」については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（法第2条第6項に規定する電子情報処理組織を含む。）や廃棄物データシート（WDS）等との一体的な運用も視野に入れながら、法制化されることを併せて希望します。

理 由

① 既述のとおり、資源循環を追求する方向性と脱炭素を追求する方向性は基本的に別であり、したがって双方を総合的に評価し、最適なバランスとなるものを施策としていくことが重要であると考えからず。

また、当該施策に係る各種措置の実効性を担保するため、「脱炭素型」の資源循環を担う廃棄物処理業者に対して経済的なインセンティブを与えていくようなスキームを導入することについても、積極的に検討されるべきと考えています。

② 製品循環データシートは、一昨年4月1日施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）第3条第1項に基づき定められた「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」（令和4年1月19日経済産業省・環境省告示第2号）において明示されているところの「3R+リニューアブル」に向けた取組みを具体化するツールとなるものであり、その周知啓発及び法制化は、本件にある「動静脈連携」に極めて有用であると考えからず。

以上

参 考

- 「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について（意見具申）」令和6年2月中央環境審議会



今後のスケジュール

タイトル	日時	場所
日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター) 講習会受付開始	令和6年3月26日(火) 新規・更新 令和6年3月27日(水) 特責	https://www.jwnet.or.jp
廃棄物管理士講習会	令和6年4月24日(水)	国民會館 武藤記念ホール
第12回定時総会	令和6年6月7日(金)	スイスホテル南海大阪
さんばいフォーラム	令和6年11月22日(金)	エル・おおさか

状況によっては変更が生じることがあります

※日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）の講習会にはオンライン形式と対面形式の2つの開催方法があります。いずれもJWセンターのホームページから申し込みをしてください。

オンライン

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
Webで 申込む	会社や自宅で 講義動画を視聴して 受ける	会場で 修了試験を 受ける	試験結果を 受け取る

対面

STEP 1	STEP 2・3	STEP 4
Webで 申込む	会場で 講義を受け、講義後に修了試験を 受ける	試験結果を 受け取る

HPリニューアルのお知らせ

この度、本会のホームページを全面的にリニューアルいたします。

リニューアル実施日 令和6年4月1日（月）

※URLは変わりません

より使いやすいホームページを目指して、デザインとページの構成を見直し、各種インターネット申込などの新規機能を追加いたしました。またスマートフォンやタブレットでの表示に対応しましたので、デバイスを問わずにいつでも閲覧いただけます。

これまで以上に、皆様には有益な情報をお伝えできるように努めて参ります。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中！

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトでのプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

1. 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
2. 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Life オンラインのバックナンバー

令和5年度

11月2日 _____

Vol.706 ■ 〈全産連〉廃棄物関連書籍のご案内(特別価格)

11月6日 _____

Vol.707 ■ OSK-sign（電子契約エントランスシステム）
導入説明会開催のご案内

11月8日 _____

Vol.708 ■ 令和5年度精励従事者表彰候補者の募集について

11月10日 _____

Vol.709 ■ 〈全産連〉産業廃棄物処理業の景況動向調査報告書【2023年7-9月期】について

11月16日 _____

Vol.710 ■ 〈全産連〉栃木県PCB汚染物処理業務の入札
公告について

12月6日 _____

Vol.711 ■ 〈大阪市主催〉「建設系廃棄物適正処理に係る
講習会」の開催について

12月18日 _____

Vol.712 ■ 〈連合会〉〈厚労省〉【提供】石綿対策に関わる
リーフレットについて（発注者・オーナー向け）

12月28日 _____

Vol.713 ■ 〈環境省〉PCBに汚染された絶縁油を含む電
気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等
に関する調査依頼

令和6年度

1月5日 _____

Vol.714 ■ 令和5年度安全衛生活動の現状調査のお願い

1月9日 _____

Vol.715 ■ OSK-sign（電子契約エントランスシステム）
導入説明会開催のご案内

1月10日 _____

Vol.716 ■ 「2024年問題」対策をテーマとしたリスクア
セスメント推進研修会の開催について（ご案内）

1月23日 _____

Vol.717 ■ 【再送】OSK-sign（電子契約エントランスシ
ステム）導入説明会開催のご案内

2月5日 _____

Vol.718 ■ 令和5年度第2回なにわサンパイ塾の開催につ
いて

2月8日 _____

Vol.719 ■ 〈大阪府〉オンラインシステムによる許可申請
の事前審査が可能となりました

2月9日 _____

Vol.720 ■ 〈全産連〉再生肥料を製造する中間処理業者の
現状把握のためのWeb調査について（お願い）

Vol.721 ■ 〈全産連〉産業廃棄物処理業の景況動向調査報
告書【2023年10-12月期】について

2月15日 _____

Vol.722 ■ 令和5年度 廃棄物収集作業向上研修会開催のご
案内

2月19日 _____

Vol.723 ■ 〈環境局〉中央環境審議会会長から環境大臣に
「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具
体的な施策のあり方について」として意見具申さ
れました

2月29日 _____

Vol.724 ■ 〈石川県〉能登半島地震に係る石川県災害廃棄
物処理の基本方針・災害廃棄物処理実行計画に
ついて

廃棄物処理先進事例調査

はじめに

令和5年10月20日（金）本会再生処分部会の先進事例調査として静岡県御前崎市にある株式会社プラニックに訪問し、ヨーロッパで実用化された高度選別技術を導入した国内最大級の工場を訪問しました。

自動車や家電製品の破碎後のミックスプラスチック、家庭で使用されるプラスチック製品、工場から排出される廃プラスチック類を選別し、高品質の再生プラスチックを生産され、日本の「サーキュラーエコノミー」の普及を目指されています。



第38回 株式会社プラニック 本社 御前崎工場

■ 概要

商号：株式会社プラニック
 本社・工場所在地：静岡県御前崎市港6177-1
 代表者：小池忠敏
 設立：2018年12月
 敷地面積：23107㎡
 事業内容：プラスチック再生業
 株主：ヴェオリア・ジャパン（同）、豊田通商（株）、小島産業（株）
 認定証：プラスチック資源循環促進法 認定取得予定

■ プラニックについて

プラニックは、国内最大級のリサイクルプラスチック製造事業会社です。自動車や家電製品由来、家庭で使用される製品が混在したプラスチック（ミックスプラスチック）を原料とし、再び自動車部品や家電製品の原材料に使用可能なリサイクル原料を製造しています。

これまで、自動車由来のミックスプラスチックは、材質ごとの選別が困難なことからマテリアルリサイクル（再資源化）されず、焼却処分（熱回収）されてきました。しかしプラニックが国内で初導入した最新技術により、自動車部品などの原材料に使用可能となる高品質な再生プラスチックの生産ができるようになり、自動車部品由来のミックスプラスチックを原料としたCar to Carリサイクルが実現します。御前崎工場では、年間約4万トンの廃プラスチックを受け入れ、約3.2万トンのリサイクル原料の生産を目標とされています。これまで熱回収されてきたプラスチック資源を再資源化することによってサーキュラーエコノミーの実現に寄与されています。



堀口・中村氏に挨拶 大林部会長

■ ヴェオリアグループ

ヴェオリアは、フランスに本拠を置く総合環境ソリューション企業であり、全世界で約22万人の従業員が、水、廃棄物、エネルギー管理という三つの事業分野において有用かつ実用的で、170年の歴史の中で培った経験革新的なソリューションを設計し提供されています。

廃棄物処理では、53万3,759の法人顧客を持ち、6,100万トンの廃棄物を処理。823カ所の廃棄物処理場を管理し、4,600万人にごみ収集サービスを提供しています。

日本においては、コーポレート機能を持つヴェオリア・ジャパン合同会社と、オペレーションを担う複数の事業会社で水、廃棄物処理、エネルギーの3事業を展開しています。

■ 株主の役割について

プラニックは、ヴェオリア・ジャパン合同会社、豊田通商株式会社、小島産業株式会社のジョイントベンチャーとして2018年12月に設立されました。

ヴェオリア・ジャパンは、総合環境サービスのグローバル企業として、エンジニアリングマネジメントとプラントオペレーションサポートおよび自治体からの原料調達を、豊田通商は、モノづくりに関わる商社として、使用済み自動車および家電由来の原料調達と製品樹脂の販売サポートを、小島産業は、自動車

部品製造会社として、樹脂コンパウンドおよび自動車用部品生産技術といったそれぞれの強みを活かすことで、シナジーを生み出し、株主として事業を支えています。

■ サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミーは、EUが資源の循環的利用を推奨する政策パッケージとして公表したことから急速に広まり始めた概念です。

従来のリニアエコノミー（直線型経済）は、資源の採掘～製造～使用～廃棄という直線的な物質フローによるものでしたが、サーキュラーエコノミーは使用後に再び製品の原料として利用していく循環を促しています。

EU各国を始め、サーキュラーエコノミーの概念は世界各国で広まり、企業や当局にとって大きな課題として取り組みが進んでいます。CO₂排出削減にもつながるため、気候変動問題を解決するためにも欠かせない取り組みと考えられています。

■ 受け入れプラスチック

複数の種類のプラスチックが混合していても、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレン（PE）、ポリスチレン（PS）、ABSを選別することができ、再生品として販売します。

例えば、破碎されて多様なプラスチックが混合したミックスプラスチック、一般家庭にあるプラスチック製品、物流用の資材、工場等から発生する廃プラ類などが対象です。



■ リサイクルフロー



■ 選別技術

プランニックには様々な選別装置がありますが、主要技術としては「重・軽液選別」と「静電選別」が挙げられます。

特に注目の「重・軽選別」により、これまで不可能だった多品種選別が可能です。

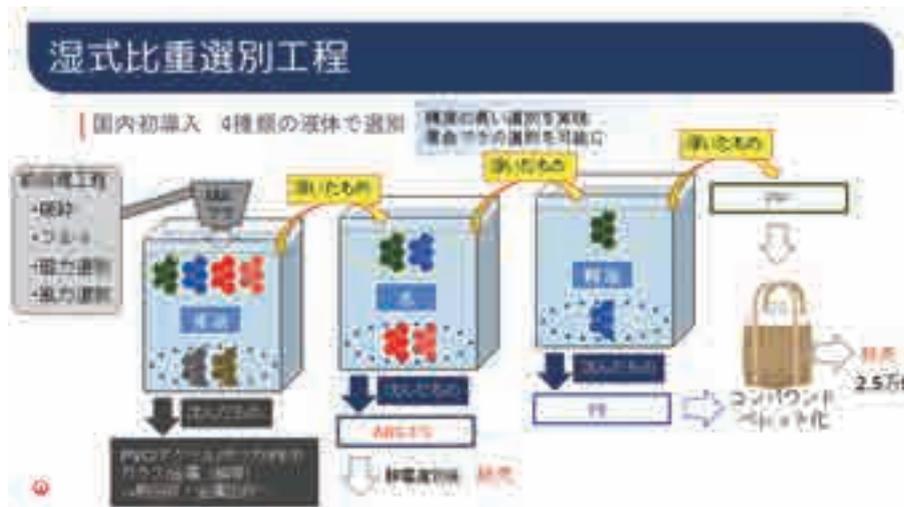
いずれも、国内初導入の液を使用し、従来より品質の高い再生プラスチックを生産しています。



重・軽液選別機



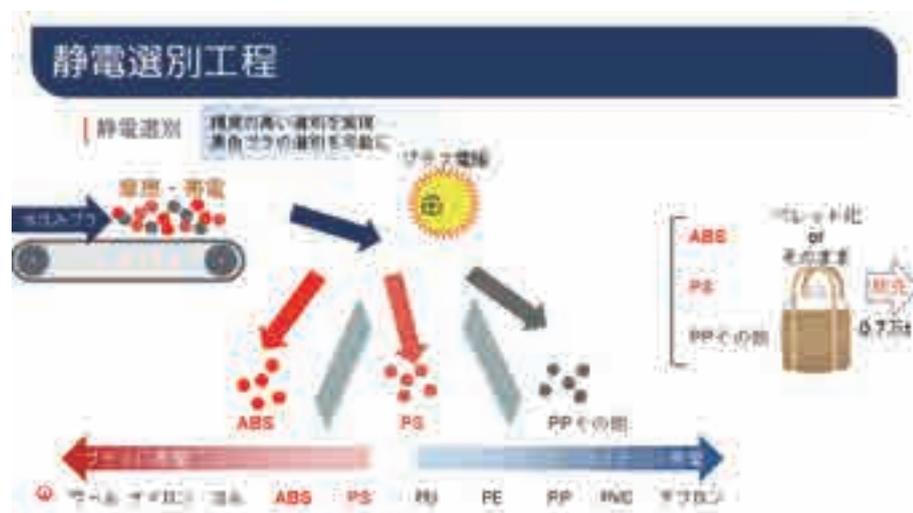
静電選別機



重液選別において、比重が1（水）より重い液体を用い、PVC・アクリル・ポリカ・PET・ガラス／金属（銅等）は熱回収、金属回収され、通常の水に沈んだものABS・PSを更に静電選別、軽液選別で沈んだPE、最終的に浮いたものPPとして選別されます。

プラスチックは素材によって帯電しやすさが異なります。

プラスチックの下敷き髪の毛を引きつける原理を応用して、プラスチックを選別します。複数の静電選別機を組み合わせで選別精度を高めます。



再生されたプラスチックの活用



軽液・重液・静電選別の後、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレン（PE）、ポリスチレン（PS）、ABSをフレークやペレットに加工されたものは、プラスチック製品や部品メーカーの品質要求に合わせて、原料を選定、調合して再生プラスチックを製造し、最終的には、自動車や電気製品の部品、日用品、物流資材などに使用されることとなります。

■ まとめ

プラスチック廃棄物を再び資源として活用することができれば、資源確保、廃棄物処理の両面で課題解決に貢献することができます。持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐことが、我々の大きな使命です。

国内最大級の工場、国内初の技術を起点にサーキュラーエコノミーという、これまでにない先進的な資源循環に貢献されていると大変感心しました。

最後に、訪問にあたり、業務ご多忙の中、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社リサイクル事業本部の堀口昌澄様、中村和幸様より事業所説明、工場見学案内など大変ご丁寧な対応を頂きましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

(文責 星山 健)



工場前にて集合写真

新規入会会員紹介

令和5年11月～令和6年2月に入会した会員

正
会
員

株式会社 エコセンター大阪			
代表者	下館 芳人		
住所	〒572-0075 大阪府寝屋川市葛原2-14-16		
電話番号	072-826-5321	FAX番号	072-826-5323
業務内容	産業廃棄物収運運搬業・中間処理業（破砕）		

エビス紙料 株式会社			
代表者	見澤 直人		
住所	〒769-1615 香川県観音寺市大野原町丸井817-22		
電話番号	0875-27-8711	FAX番号	0875-27-8712
業務内容	産業廃棄物収集運搬業・中間処理業（破砕・圧縮・切断・反毛・固形燃料化）		

退会会員 ————— 令和5年11月～令和6年2月に退会した会員

正会員 河内興業(株)

賛助会員 (株)エクスカイト

会員メリットのご紹介

廃棄物処理に関する個別相談を優先的に承っております。ご来所の場合はあらかじめ予約していただくとスムーズです。お電話でも相談に応じておりますのでお気軽にどうぞ。

会員は、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない経営事項審査（経審）の加点（20点）対象です。審査に必要な会員の証明書の発行を希望される方は弊社までお問合せください。

会員は廃棄物管理士講習会の受講料が半額になります。その他の弊社主催のセミナーやイベントも無償又は割引が適用されます。

	入会金	会 費
正 会 員	30,000円	収集運搬業 10,000円/月 中間処理業・最終処分業 15,000円/月 ※正会員は半年分ずつ前納
賛助会員	30,000円	50,000円/年 ※一年分を前納

令和5年11月17日現在で正会員268社、賛助会員54社の加入があります。弊社主催のセミナーやイベントに参加され、知識習得のみならず同業者間の繋がり作りにも役立てていただいております。

入会について詳しくお知りになりたい方は弊社までお問合せください。

電話 06-6943-4016

Member

会員紹介

Information

株式会社 都市樹木再生センター

C O M P A N Y P R O F I L E



常務取締役
田口昇

インタビュー

代表取締役社長 東 野 隼 士
 本 社 大阪府大東市大字龍間1266番5
 事 業 内 容 産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理業
 緑化資材・建築資材の生産販売
 間伐材集荷事業
 関 連 会 社 T Jグループホールディングス株式会社
 株式会社B P S大東
 株式会社グリーンパワー大東
 URL <https://toshijumoku.co.jp/index.html>



沿革

- 2002年 5月 ㈱都市樹木再生センター 設立
- 2003年 7月 産業廃棄物処理施設設置許可取得
- 7月 一般廃棄物処理施設設置許可取得
- 9月 産業廃棄物処分業許可取得
- 2005年 2月 大阪府リサイクル認定証（こだま再生パーク）
- 2006年 5月 廃棄物再生事業者登録（大阪府）
- 6月 一般廃棄物再生利用業指定（再生活用）取得（大東市）
- 2011年 9月 林業事業体認定取得（大阪府）
- 2012年12月 間伐材の確認に係る事業者認定取得
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定取得
- 2013年 2月 ㈱BPS大東 設立
- 2015年11月 ㈱BPS大東 龍間発電所竣工 12月 送電開始
- 2016年 1月 ㈱グリーンパワー大東 設立 4月 電力供給開始
- 12月 平成28年度地球温暖化防止活動 環境大臣表彰 受賞
- 2017年10月 大東市と電力供給の契約を締結（グリーンパワー大東）
- 2018年12月 T Jグループホールディングス㈱設立
- 2019年12月 エコアクション21認証取得
- 2020年11月 ㈱長谷工コーポレーションの建設作業所への電力供給開始（グリーンパワー大東）
- 12月 第8回グッドライフアワード
実行委員会特別賞エシカル賞受賞（HD）
- 2021年12月 大阪府大東市と『災害時等における用地、施設の使用及び災害廃棄物の処理等に関する協定』を締結（HD）

INTERVIEW

- 2022年 1月 令和3年度 新エネ大賞「経済産業大臣賞」を受賞 (HD)
 2月 令和3年度 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰に採択(HD)
 2023年 6月 環境省の「第3回脱炭素先行地域」に選定 (HD)
 2023年 4月 令和4年度 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰に採択(HD)

木質廃棄物の有効活用と地産地消を目指して

—御社の概要をお聞かせください。

田口：当社は木質廃棄物を専門的に再資源化するリサイクル業者です。TJグループホールディングス(株)の事業会社として、地域で発生する一般廃棄物・産業廃棄物の木くずや山林未利用材などを受け入れ、木質チップなどとする再資源化を担っています。許可としては、産廃の処分業と収集運搬業、一廃の再生利用業（再生活用）と再生利用業（再生輸送）をそれぞれ取得。年間の扱ひ量は、産廃が5～6万t、一廃が約1万t、有価材も約1万tの合計7～8万tに上り、その全てを再資源化していますのでリサイクル率は100%です。

設立は2002年、当時は造園業界で働いていた創業者（東野喜次氏）が、日々の仕事の中で発生する街路樹の剪定枝などの木質資源を、もっと有効に活用できないかと発想したところから始まりました。そこから産廃処理の許可を取得し、建廃を除く伐採樹木系の木質廃棄物の堆肥化のほか、林業系の有価材（未利用材や原木）チップ化を開始。さらに一廃の再生利用指定も取得していきました。

ただ、扱ひ量が増えるにつれて堆肥製造のキャパシティが追いつかなくなり、チップ化の比率を上げる必要が出てきた一方、特に燃料チップでは含水率が高い生木系はユーザーに避けられる傾向があり、安定した出荷が難しい状況がありました。そのため、創業者や現社長（東野隼士氏）には、自前でチップを利用する発電所を作ることができれば……という思いが生まれたと言います。



▲木のぬくもりを感じるロジ風の事務所



◀取材に同席していただいた環境事業部 谷野雄大様(右)とBPS大東 東野遼太所長(左) 東野所長と取材メンバーの片瀬則人組織広報副委員長は高校の同級生で25年振りの思わぬ再会がありました

INTERVIEW

—それが、後の木質バイオマス発電所の建設につながっていくのですね。

田口：当時はまだぼんやりとしたものだったそうですが、その後、産廃許認可の限定を解除して建廃系も受け入れるようになり、含水率も下げられましたが、今より燃料チップのユーザーも少なく、出荷が安定しない状況が続きました。

そんななかで東日本大震災が発生し、電力のひっ迫が取り沙汰されるなかで、自前の発電所を持つことが、この地域にとっても必要なことではないかとの思いはさらに強くなったといいます。実際、木質バイオマス発電は他の再生エネルギーに比べて天候に左右されず、燃料チップさえあれば安定した電源となり得ます。宮城県への視察などでその確信を得て、2013年に設立したのが、発電事業者の(株)BPS大東でした。その後、2015年に龍間発電所を竣工し、送配電を開始。さらに、発電したカーボンニュートラルな電力を排出事業者に直接届けるべく、三つ目の事業会社である小売電気事業者の(株)グリーンパワー大東を立ち上げ、グループ3社による地産地消の木質発電モデルを構築し、現在に至っています。

多様な木質バイオマスを再生可能エネルギーとして活用

—中核となるBPS大東・龍間発電所について教えてください。

田口：その名の通り、大東市龍間地域に立地する100%木質燃料による発電所です。発電規模は約5,750kWで、木質バイオマス発電所としては中規模から小規模といったところでしょうか。発電



INTERVIEW

した電力のうち、約750kWは自家消費しており、残りの約5000kW（一般家庭約1万世帯分）を送電しています。燃料使用量は先ほど申し上げた通り年間約6万tで、都市近郊に立地していることから、都市部で発生する建廃系木くずから山間部の山林未利用材まで、幅広い木材を使用しており、当初から多様な木質チップの受け入れを想定した発電所は全国でも珍しい施設となっています。

実際のフローとしては、燃料となる木質資源を都市樹木再生センターで受け入れ。一次破碎・一次選別、二次破碎・二次選別と、二度の破碎と磁選による選別で異物を徹底して除去し、さらに風力選別を経て燃料チップを製造し、BPS大東・龍間発電所に供給します。発電所では、定量供給機で燃料チップをボイラーに投入。循環流動床式ボイラー（住友重機械工業（株）製）により高温高圧蒸気を作り出し、蒸気タービンを回して発電する形です。生み出した電力はグリーンパワー大東が近畿圏の需要家に供給することで、地域の木質廃棄物を電力として還元する「木質資源の地産地消」を実現しています。

—多様な木材を扱ううえでのポイントは？

田口：やはり、木材の種類による含水率の違いをいかにコントロールするかが難しい部分ですね。例えば、山林未利用材や剪定枝などの生木系は、切りたてでは含水率が約60%もありますので、使う前のある程度乾燥させ



▲主に地元で発生した山林未利用材



▲破碎、選別を経て木質バイオマス燃料



▲破碎、選別を経て木質バイオマス燃料

INTERVIEW

てからチップ化するようにしています。理想的には半年ほど置いて乾燥させ、含水率を35%程度まで落とせば高カロリーな燃料になりますが、当発電所の場合は廃棄物由来や一般木材も入ってきますので、それだけを使えるわけではありません。

そこで、都市樹木再生センターでの加工段階で水分調整をしたり、ボイラー投入前にヤードで乾いたチップと水分を含む生木系のチップを混合したりして含水率を調整し、できるだけ燃焼を安定させています。



▲燃料チップの積込作業

ここが多種の木材を受け入れる難しさであり、面白みでもあるかなと。そもそも、当グループは大阪近隣の木質廃棄物の有効活用、地産地消を理念としていますから、廃棄物由来の木材の受け入れを前提に、どんな木材でも使えるよう工夫しながら操業しています。

生駒市に新たな発電所を建設して カーボンゼロシティに寄与

——龍間発電所が安定稼働するなか、新たな発電所の計画も進めておられます。

田口：新たな木質バイオマス発電事業「いこまプロジェクト」として、奈良県生駒市に新たな発電所を整備中です。基本的には龍間発電所と同様の多様な木材を受け入れるものですが、発電規模はおおよそ倍の10MWとなっています。年間10万tの木質燃料を使用する計画で、うち25%をFIT、75%を非FITで発電する予定です。

最大の特徴は、この非FIT電力を主体としていること。FIT制度は、再生可能エネルギー発電促進賦課金として国民負担の下で運用されていますから、発電事業者は電力に付加価値をつけることができず、一度電力会社に売った電気を小売として買い直し、再び売る形を取っています。非FITとして自立することで直接販売が可能となり、電力に新たな環境価値を付加することができるようになります。今後、非FITの発電事業が拡大していくと見込まれますが、今回のプロジェクトはそのモデルケースとなるでしょう。2025年4月の稼働に向けて、しっかりと立ち上げたいですね。

INTERVIEW

—今後の抱負をお願いいたします。

田口：まずは、来年の新発電所の立ち上げと安定稼働を目指し、それによって、大東市に続き生駒市でもカーボンゼロシティの実現に寄与したいですね。そのうえで、地域や社会から必要とされる企業として、木質資源の価値の向上、電力の地産地消を推奨していくことを、グループ丸となって取り組んでいきたいと思います。

—本日はありがとうございました。



▲田口常務取締役と組織広報委員会メンバーで記念撮影

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

弊会HPで全号公開中

クリーンライフ

第87号（令和4年7月28日発行）

- ①廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルの改訂について
- ②「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新について
- ③リチウム蓄電池等処理困難物対策集の公表等について
- ④感染性廃棄物処理マニュアルの改定について

第88号（令和4年11月28日発行）

- ①プラスチック資源循環促進法の施行について
- ②サル痘患者の発生を受けた感染性廃棄物の取扱いについて
- ③PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理について
- ④産業廃棄物処理業者を対象とした令和4年度政府支援策について

第89号（令和5年3月24日発行）

- ①地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について
- ②石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について
- ③廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止のための周知徹底について
- ④専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて

第90号（令和5年7月25日発行）

- ①デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について
- ②専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて
- ③「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂について
- ④新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて

第91号（令和5年11月27日発行）

- ①廃棄物処理施設整備計画
- ②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

廃棄物法制等
普及促進シリーズ

廃棄物法制等普及促進シリーズVol.4 第2版 2014年12月1日発行

- 産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析

廃棄物法制等普及促進シリーズVol.5 第3版 2019年3月1日発行

- 廃棄物収集作業

廃棄物法制等普及促進シリーズVol.10 第2版 2019年11月1日発行

- 産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン

廃棄物法制等普及促進シリーズVol.12 初版 2017年12月1日発行

- 廃棄物処理先進事例調査報告書

廃棄物法制等普及促進シリーズVol.14 新刊 2023年11月1日発行

- 資源循環の推進を目指しSDGsの視点で考える（さんばいフォーラム2019-2022実施報告書）

公益社団法人
大阪府産業資源循環協会の

分かりやすく
コンパクト

必携の
一冊

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら説明しています。巻末にはマニフェストについてよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトに説明しています。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を説明するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録しています。巻末には優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項をQ&A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の中のどの種類になるのか？など、廃棄物の適正処理の基本となる考え方や判断基準を中心に解説！廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。ふだんゴミ出しでお困りの一般の方々も、ぜひお読みください。



よくわかるシリーズ5

他業種にくらべ圧倒的に労働災害が多い廃棄物処理業では、廃棄物の適正な処理だけでなく、安全な処理も求められます。本書は産業廃棄物の処理における労働災害の未然防止徹底を目的に作成した一冊です。「労災ゼロ」を目指して、ぜひご活用ください。



編集後記

【はじめての新卒採用】

弊社の社員は今までは中途採用ばかりでした。
中途採用の中でも比較的若い人たち（20~30代）を中心に採用を進めて参りました。

仕事が増えてきたら求人を出す。そして採用。

また仕事が増えてきたら求人を出す。そして採用。

これを繰り返してきましたがここ1年ほどはドライバー・事務・営業と求人を出しても応募が無い、極端に応募が少ないなど採用に

苦戦してきました。

しかし新卒採用を支援して下さる方とご縁を頂き新卒採用への挑戦が始まりました。

企業説明会や出展等の不特定多数にアプローチを掛けるのではなく個人へのアプローチを中心に進めました。

社内制度の見直しから始まり、SNSを充実させ社内の雰囲気や仕事の風景を感じて貰える様な工夫、食事会を開き興味を持って貰えたら会社見学に来て貰う。

更に一步踏み込んで社内研修にも他の社員と混じって参加して貰う。

新卒採用を支援して下さる方のサポートもあり初めての内定の快諾を頂きました。

しかし、その一人だけにはおさまらず…なんと更に2人の方に働きたいとの意思を頂きました！

初めての採用なので1人でもありがたい話だったのですが一気に3人の採用が決まり本当に嬉しかったです。

採用がスタートラインでありこれからではありますが次年度も新卒採用が出来、24年卒の社員が25年卒の社員を教育していける様な会社にしていく為にこれからも精進して参ります。

堅苦しい言葉になりましたが要は初めての採用が嬉しかったと言う話です。笑

組織広報委員会 高田実佐大

新「メール会員サービス」のご案内

本会のイベントやセミナーを中心に厳選した情報を随時お伝えするメルマガを新たに発行いたします。会員・非会員問わず無料でご利用いただけますので、配信ご希望の方は以下の要領でお申込みください。

なお、正会員・賛助会員限定メルマガ「**れん楽網 Clean Life オンライン**」はこの新サービスとは別で引き続きご利用いただけます。

申込先アドレス news@o-sanpai.or.jp

件名 メール会員サービスの申し込み

本文 ① 氏名 ② 所属企業・団体名 ③ メールアドレス ④ 電話番号

Clean Life vol.92

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
組織広報委員会

委員長	高好健二	委員	河野登志夫
副委員長	田中公治	委員	北本かおり
副委員長	片渕則人	委員	高田実佐大
委員	伊地知宏徳	委員	平尾道哉
委員	伊山雄太	委員	福田勝
委員	大津佳之	委員	山口玉緒
委員	尾崎正孝	事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

2024年度 オンライン講習会試験日・対面講習会開催日 近畿地区日程表

受講料	オンライン 対面	新規				更新		特別管理産業廃棄物 管理責任者
		産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程（※1）	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程（※2）	収集運搬課程	処分課程（※3）	
		¥25,300	¥39,600	¥37,400	¥56,100	¥16,500	¥20,900	¥13,200
		¥29,700	¥48,400	¥46,200	¥68,200	¥19,800	¥24,200	¥13,750
2024年 4月						兵庫会場： 24日(午前)25日(午前)		兵庫会場： 24日(午後)
5月	兵庫会場： 28日(午後)		兵庫会場： 29日(午前)			大阪会場： 21日(午後)22日(午前) 兵庫会場： 28日(午前)		大阪会場： 21日(午前)22日(午後)
6月	大阪会場： 19日(午後)					大阪会場： 18日(午後)19日(午前)		大阪会場： 18日(午前)
7月	京都会場： 3日～4日(対面) 兵庫会場： 25日(午前)			兵庫会場： 25日(午後)	兵庫会場： 25日(午後)	京都会場： 5日(午前) 大阪会場： 10日(対面) 兵庫会場： 24日(対面)		大阪会場： 11日(対面)
8月		和歌山会場： 8日(午前) 大阪会場： 20日～ 23日(対面) 京都会場： 23日(午前)				和歌山会場： 7日(対面) 京都会場： 22日(対面)	和歌山会場： 8日(午前) 京都会場： 23日(午前) 兵庫会場： 27日～ 28日(対面)	和歌山会場： 8日(午後) 京都会場： 23日(午後)
9月	大阪会場： 19日(午前) 奈良会場 25日(午前)		奈良会場： 26日(午前)			大阪会場： 19日(午後) 兵庫会場： 25日(対面) 奈良会場： 25日(午後)	奈良会場： 26日(午前)	兵庫会場： 26日(午前)
10月	大阪会場： 3日(午後) 兵庫会場： 8日～9日(対面)		滋賀会場： 24日(午前)	大阪会場： 16日～ 18日(対面)		大阪会場： 4日(午前) 滋賀会場： 24日(午後)	滋賀会場： 24日(午前)	大阪会場： 3日(午前)4日(午後) 滋賀会場： 23日(対面)
11月	大阪会場： 6日～7日(対面) 京都会場： 14日(午前)					京都会場： 14日(午後) 奈良会場： 20日(午後)		京都会場： 13日(対面) 奈良会場： 20日(午前)
12月	兵庫会場： 4日(午前)				大阪会場： 9日～ 13日(対面)	兵庫会場： 4日(午後)		兵庫会場： 3日(対面)
2025年 1月	大阪会場： 15日～16日(対面) 滋賀会場： 29日(午前)					滋賀会場： 29日(午後)		滋賀会場： 30日(午前)
2月	和歌山会場： 6日(午前) 大阪会場： 14日(午後)			大阪会場： 14日(午前) 京都会場： 20日(午後)	大阪会場： 13日(午後) 京都 20日(午後)	和歌山会場： 6日(午後) 兵庫会場： 18日(対面)19日(午後) 京都会場： 19日(対面)	大阪会場： 13日(午前)	兵庫会場： 19日(午前) 京都会場： 20日(午前)
3月						大阪会場： 5日(対面)		大阪会場： 6日(対面)

(※1) 新規産業廃棄物処分に追加して、新規収集運搬を受講することができます。

(※2) 新規特別管理産業廃棄物処分に追加して、新規特別管理産業廃棄物収集運搬を受講することができます。

(※3) 更新処分に追加して、更新収集運搬を受講することができます。

(午前)・(午後)：会社やご自宅から、事前にオンラインで「講義」の動画を視聴し、「修了試験」は上記日程表に記載した試験会場に会場して受験する2段階形式の講習会です。

(対面)：上記日程表に記載した会場で、「講義」と「修了試験」を受ける対面形式の講習会です。

講習会の申込はインターネット申込みのみです。

詳細は講習会主催者のJWセンターのサイト <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

